

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		業務主任者等の解任命令
根拠条例・規則等名		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
条 項		第 2 2 条
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話：048-833-7487)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 2 2 条の前段の規定上、明らかであるため。 同条の後段の規定については、事案ごとに具体的な災害発生危険等を判断しなければならないため、処分基準を設定することは困難であるため。
	設定等年月日	令和 5 年 4 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		